

役員・正会員選出規程

第1章 総則

(総則)

第1条 この規程は、公益社団法人日本マスターズ陸上競技連合（以下「本連合」という。）定款第6条（会員の種別）、第21条（役員の設定）及び第22条（役員の選任）に定める役員・正会員の選出について必要な事項を定める。

第2章 役員

(役員の数)

第2条 役員の数、定款第21条（役員の設定）第1項に定めるとおりとする。

- (1) 理事 15名以上20名以内
- (2) 監事 3名以内

(役員の選出)

第3条 役員の選任にあたっては、事業年度終了後3か月以内に開催される定時社員総会で選出する。

- 2 前項の定時社員総会に付議する役員候補者は、理事会の推薦によるものとする。
- 3 会長1名、副会長4名以内、専務理事1名及び常務理事5名以内の選任は、定款第22条第2項の規定に基づき、理事会の決議により理事の中から選出する。

(代表理事)

第4条 前条第3項で選任された会長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）の代表理事とする。

(業務執行理事)

第5条 この規程第3条第3項で選任された副会長、専務理事及び常務理事をもって、法人法上の業務執行理事とする。

(役員の任期)

第6条 役員の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後においても後任者が就任するまでは、なお、その職務を行う。

第3章 役員候補者の推薦

(理事推薦基準、選任議案の決定方法)

第7条 理事会は、本連合の業務の執行を円滑にするため、理事会が提出する理事選任議案において、次の各号に掲げる要領により、候補者を推薦するものとする。

- (1) 地域連盟からの推薦方法

理事会は、陸上競技に関する知識、経験が豊富な者として地域連盟から推薦のあった

候補者の中から、13名以内を推薦することができる。ただし、推薦に際しては、本連合の会員であることが必要である。

(2) 学識経験者からの推薦方法

会長及び常務理事会は、学識経験者の中から7名以内を推薦することができる。ただし、学識経験者は本連合の会員であるか否かは問わない。

2 理事会は、前項各号に基づき推薦を受けた者について、定款に定める理事定数の範囲において、推薦議案として決定することができる。

(理事推薦手続き)

第8条 理事会は、前条の推薦に関して、地域連盟から、次の各号に掲げる事項のほか、当該候補者を理事候補として適任と判断した理由を記載した書面を提出させるものとする。学識経験者の推薦においても、同様とする。

(1) 当該候補者の経歴

(2) 当該候補者を候補者とした理由

(3) 当該候補者と本連合及び理事並びに監事との関係

(4) 当該候補者の兼職状況

(監事の推薦の方法)

第9条 理事会は、本連合の運営の適正化を図り、厳正な監査の執行を確保するため、理事会が提出する社員総会への監事選任議案において、陸上競技及び会計並びに監査実務に関して学識や経験を有する者の中から、3名以内を監事候補者として推薦するものとする。

(役員推薦決議)

第10条 この規程第7条及び第9条の推薦を行うときの理事会の決議は、理事の過半数が出席し、出席した当該理事の過半数をもって行う。

第4章 正会員の選出

(正会員の定数)

第11条 正会員の定数は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 会員規程第2条第1項第1号に定める正会員（加盟団体推薦者） 47名

(2) 会員規程第2条第1項第2号に定める正会員（学識経験者） 13名以内

(正会員の選出)

第12条 正会員の選出は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 会員規程第2条第1項第1号に定める正会員

加盟団体を代表する正会員は、別表Iに定める定数により、各加盟団体において選任され、理事会で承認する。

(2) 会員規程第2条第1項第2号に定める正会員

会長及び常務理事会において推薦され、理事会で選任され、社員総会で承認する。

2 前条第1項第1号の正会員に異動があったとき、該当する加盟団体は、遅滞なく本連合に届け出るものとし、直近に開催される理事会の承認を受けるものとする。

3 特定の正会員とその親族その他の合計数は、正会員現在数の3分の1を超えてはならない。

4 正会員は、第2条の役員及び専門委員を兼ねることはできない。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行うことができる。

附則

- 1 この規程は、公益社団法人の設立の登記のあった日から施行する。
- 2 第2条の規定にかかわらず、公益社団法人設立時の役員定数は理事20名（うち、地域推薦理事13名）、監事3名とする。

別表 地域マスターズ連盟の区割り及び理事、正会員の定数

地域連盟等	加盟団体名	理事数 (名)	正会員数 (名)
北海道 ・東北	北海道	1	1
	青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島		6
関東	茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・神奈川・山梨	2	7
東京	東京	1	1
北陸	新潟・富山・石川・福井	1	4
東海	長野・静岡・愛知・岐阜・三重	2	5
近畿	滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山	2	6
中国	鳥取・島根・岡山・広島・山口	1	5
四国	徳島・香川・愛媛・高知	1	4
九州	福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄	2	8
学識経験者		7	8
合計		20	55

* 地域推薦理事の割振り算定式

地域推薦理事定数13名×地域マスターズ連盟の総会員数÷連合の総会員数

ただし、東京は1とし、各ブロックの理事数の最小は1とする。

会員数は、改選前2年間の会員数とする。

連合事務局で算定式により確認致しました。

* 学識経験者以外の正会員は、各加盟団体1名とする。